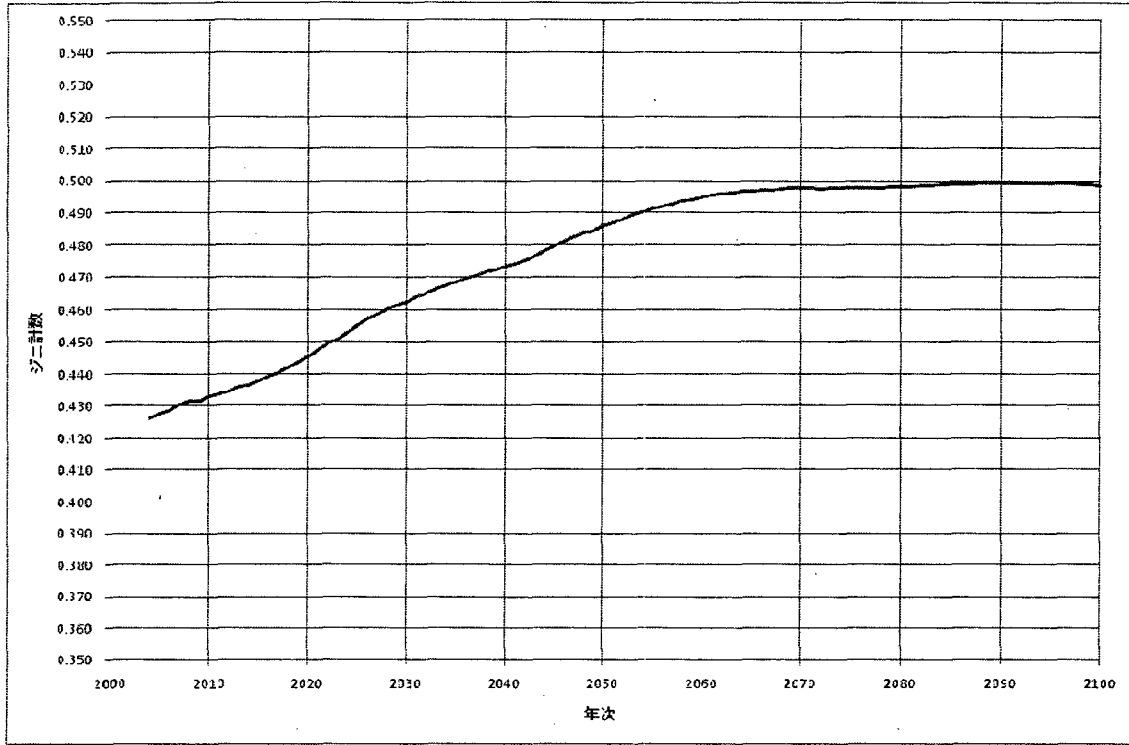
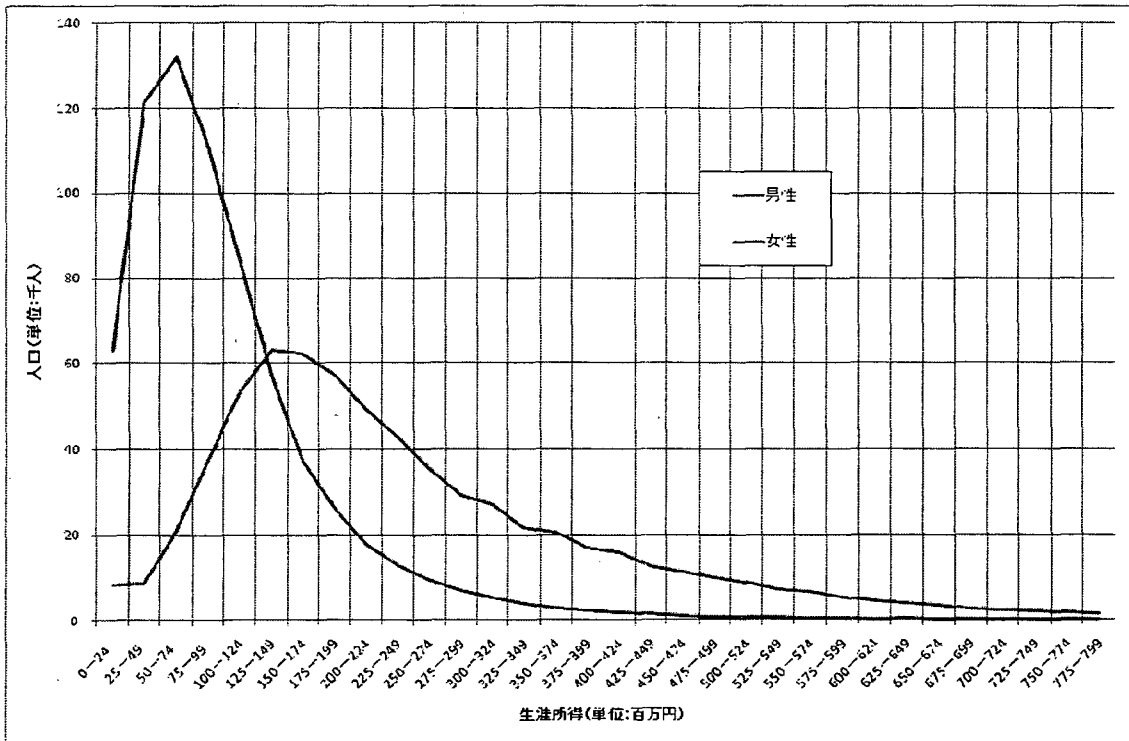


図 7 ジニ係数の推移



(注) INAHSIM により筆者推計。

図 8 性別・生涯所得の分布 (1990 年生まれ)

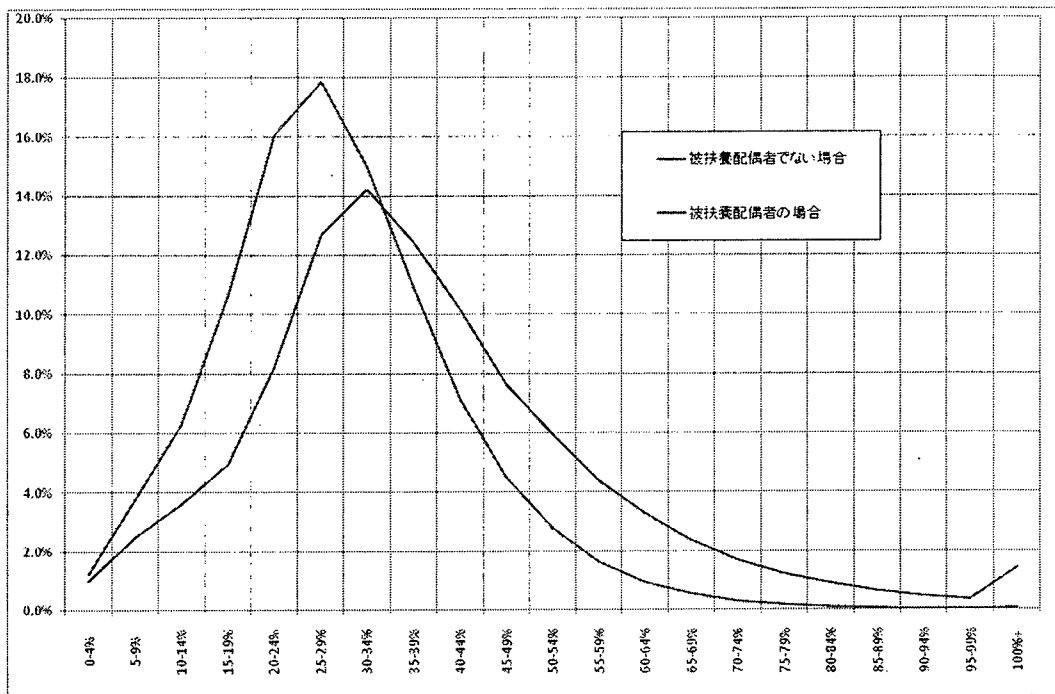


(注) INAHSIM により筆者推計。

4.9. 厚生年金保険の所得代替率の分布

図 9 は、厚生年金保険の所得代替率の分布を示したものである。ここでの所得代替率の定義¹²⁾は、妻が70歳時点の夫婦の年金額の妻が50歳時点の夫婦の稼働所得に対する比率である。妻が被扶養者、すなわち第3号被保険者である場合は、妻が被扶養者でない場合、すなわち第1号または第2号被保険者である場合に比べて、所得代替率が高くなっている。また、所得代替率は、広く分布しており、夫婦による差が大きい。

図 9 厚生年金保険の所得代替率の分布



(注) INAHSIM により筆者推計。

4.10. 確率誤差

表 5 は、モンテカルロ法に由来する確率誤差を示したものである。このシミュレーションのサンプルサイズは 12 万 8000 人であり、100 回のシミュレーション結果の平均値をとっている。したがって、実質的な初期値人口の大きさは 12,800,000 という非常に大きなものであり、確率誤差は無視できる水準にある。しかし、初期値人口そのものに標本誤差があり、遷移確率にも推定誤差がある。さらに、人々の選択行動は将来大きく変化する可能性もある。この表の数値はモンテカルロ法に由来する確率誤差のみを表しており、その他の誤差は含んでいないことに留意が必要である。

¹²⁾ 一般に年金水準の議論をするときに使われるものは、「モデル夫婦」の所得代替率である。このモデル夫婦は、夫婦が同年齢であり、20歳時点で結婚しており、夫はその時点で被用者（第2号被保険者）として働いており、妻は生涯を通じて夫の被扶養者（第3号被保険者）という非現実的な定義となっている。

表 5 モンテカルロ法に由来する確率誤差

	2025年			2050年		
	推計値	標準誤差	標準誤差率	推計値	標準誤差	標準誤差率
人口(単位:千人)						
総数	120,057	18	0.01%	96,061	66	0.07%
15歳未満	12,206	5	0.04%	8,524	9	0.11%
15 - 64 歳	71,278	2	0.00%	49,694	22	0.04%
65歳以上	36,574	5	0.01%	37,843	9	0.02%
世帯(単位:千世帯)						
世帯数	51,057	4	0.01%	43,348	8	0.02%
平均世帯人員	2.30	0.00	0.00%	2.14	0.00	0.00%
世帯所得(単位:万円)						
平均所得	522.1	0.8	0.15%	481.5	1.9	0.40%
所得の中央値	393.4	0.9	0.23%	328.6	1.7	0.50%
ジニ係数	0.455	0.000	0.00%	0.486	0.000	0.00%

(注) INAHSIM により筆者推計。

5. 将来の方向

このモデルは、日本社会の包括的なマイクロシミュレーションモデルである。すでに述べたように、このモデルから、公式推計結果と整合性を持った様々な将来推計結果を得ることが可能である。しかしながら、財産、教育、持ち家、医療保険や税負担などの属性については、シミュレートする仕組みになっていない。また、物価上昇や賃金上昇など、マクロ経済の将来動向も織り込む必要がある。

ダイナミック・マイクロシミュレーションモデルは、日本ではほとんど普及していない。しかしながら、マイクロシミュレーションモデルから得られる結果、特に分布に関する推計結果は、世界で最も高齢化が進んでいる日本においては、政策の企画立案の際など、たいへん重要なものと考えられる。また、多くの研究者や政策立案者は、このモデルの有用性を理解していると思われる。

日本では、マイクロシミュレーションモデルの発展の前提となる、①精度の高いマイクロデータの存在、②政策立案者からの需要、③高度なコンピュータ技術といった様々な条件が整っている。スーパーコンピュータも利用可能である。今後は、このモデルをさらに発展させるだけでなく、他の研究者や政策立案者に対して、積極的に広めていくことが重要になるものと考えられる。

参考文献

- 青井和夫,岡崎陽一,府川哲夫,花田恭,稲垣誠一,他 (1986),『世帯情報解析モデルによる世帯の将来推計』財団法人寿命額研究会。
- 稲垣誠一 (1986),「世帯情報解析モデルについて」『日本アクチュアリー会会報』第 39 号, pp. 89 - 188。
- 稲垣誠一 (2007a),『日本の将来社会・人口構造分析——マイクロ・シミュレーションモデル (INAHSIM) による推計』財団法人日本統計協会。
- 稲垣誠一・金子能宏 (2008),「マイクロ・シミュレーションモデル (INAHSIM) による所得分布の将来推計」厚生労働科学研究費 (政策科学総合研究事業)『所得・資産・消費と社会保障・税の關係に着

目した社会保障の給付と負担の在り方に関する研究：平成 19 年度総括・分担報告書』, pp. 383 – 410.
厚生労働省 (2009), 『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(平成 21 年財政検証結果)』
第 14 回社会保障審議会年金部会 (2009 年 2 月 23 日) 提出資料.
国立社会保障・人口問題研究所 (2008), 『日本の世帯数の将来推計 (全国推計) ——2005 (平成 17) 年
～2030 (平成 42) 年』財団法人厚生統計協会.

Fukawa T. (1994), "Future trends of Japanese households through micro simulation model: An application of INAHSIM," *The Journal of Population Studies* 18:13 – 27.

Fukawa T. (2007), *Household projection 2006/07 in Japan using a micro-simulation model*, IPSS Discussion Paper Series No.2007-E02.

Fukawa T. (2009), "Household projections and its application to health/long-term care expenditures in Japan using INAHSIM-II," paper presented to the second general conference of the International Microsimulation Association, Ottawa, June 8 – 10, 17 pages.

Inagaki S. (2005), *Projections of the Japanese Socio-Economic Structure Using a Microsimulation Model (INAHSIM)*, IPSS Discussion Paper Series No.2005-03.

Inagaki S. (2007b), "The Impact of the Increase in Non-regular Employment on Income Disparities," *Journal of Income Distribution* 16:71-87.

Inagaki S. (2009a), "INAHSIM: A Japanese Microsimulation Model," paper presented to the second general conference of the International Microsimulation Association, Ottawa, June 8 – 10, 15 pages.

Inagaki S. (2009b), "Effect of Proposals for Pension Reform on the Income Distribution of the Elderly in Japan," paper presented to the second general conference of the International Microsimulation Association, Ottawa, June 8 – 10, 20 pages.

Kaneko R., Ishikawa A., Ishii F., Sakai S., Iwasawa M., Mita F. and Moriizumi R. (2008), "Population Projections for Japan: 2006-2055 Outline of Results, Methods, and Assumptions," *The Japanese Journal of Population* Vol.6, No.1, 76 – 114.

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

分担研究報告書

「再分配政策の効果と限界」

研究分担者 小塩隆士 一橋大学経済研究所教授

研究要旨

本研究では、2000年代に入ってから日本において、所得再分配が行われているのかを、公表された統計や「国民生活基礎調査」の個票データに基づいて検討した。年間所得ベースで見ると、再分配政策の格差縮小・貧困軽減効果のかなりの部分は高齢層において発生し、しかもその効果の大部分は現役層から高齢層への所得移転で説明され、若年・中年層における効果は限定的であることが確認される。また、一定の想定を置いて生涯所得ベースにおける再分配効果を試算すると、社会保障や税制の再分配効果は、生涯を通じてみると相殺される部分が多いために年間所得ベースで見るとよりかなり限定的であることが分かる。

A. 研究目的

2000年代に入ってから日本の所得分配を概観すると、平均所得の低下と所得の散らばり縮小という2つの動きが見られ、日本の世帯は総じて貧困化している。本稿では、そうした状況の下で全体としてどのような所得再分配が行われているのかを、公表された統計や「国民生活基礎調査」の個票データに基づいて調べることを目的としている。

B. 研究方法

第1に、通常議論されているように年間所得ベースで再分配政策の効果を評価する。第2に、一定の想定を置いて生涯所得ベースにおける再分配効果を試算する。

（倫理面への配慮）

個票データの扱いについては、細心の注意

を払っている。

C. 研究結果

年間所得ベースで見ると、再分配政策の格差縮小・貧困軽減効果のかなりの部分は高齢層において発生し、しかもその効果の大部分は現役層から高齢層への所得移転で説明され、若年・中年層における効果は限定的である。また、一定の想定を置いて生涯所得ベースにおける再分配効果を試算すると、社会保障や税制の再分配効果は、生涯を通じてみると相殺される部分が多いために年間所得ベースで見るとよりかなり限定的となっている。

D. 考察

生涯所得ベースで税・社会保障負担の状況を調べると、低所得層ほど社会保障負担の当初所得比が高めるになるという逆進的な構造

になっている。実際、高所得層に大きな追加的負担を求めなくても、低所得層に対する所得面の支援を充実できることが本稿の試算から示唆される。

E. 結論

年間所得ベースで見ると、日本の再分配政策は年齢階層間の所得再分配という色彩が強く、その特徴は高齢化の進展によって年々強まりつつある。また、年齢階層別にみると、若年・中年の低所得層に対する所得面での支援が高齢の低所得層に比べて小さな規模にとどまっていることが注目される。一方、生涯所得ベースで見ると、再分配政策の効果は、年間所得ベースでみるより限定的になっており、特に社会保障負担は逆進的な構造になっていることが注目される。こうした結果は、再分配政策の在り方に改善の余地があることを示唆するものである。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

「再分配政策の効果と限界」『再分配の経済学』（仮題）第3章，2010年5月刊行予定
（「再分配政策の評価」『経済セミナー』連

載「分配問題の経済学：第3回」8-9月号，pp.86-84，2009年，を大幅に加筆・修正したもの）。

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

再分配政策の効果と限界

小塩 隆士

（一橋大学経済研究所 教授）

1. はじめに

経済活動の結果生じる所得格差や貧困は、そのまま放置されるわけではない。所得の高い者から低い者へという形で、さまざまなタイプの再分配が税収をはじめとする公的な財源に基づいて行われている。また、公的年金や医療などの社会保障は、所得再分配そのものを目的とするものではないが、疾病や高齢時における所得稼得能力の低下、要介護状態など、制度がカバーしているリスクが実際に発生した者に給付が行われ、結果的に所得再分配をもたらしている。

2000年代に入ってから日本の所得分配を概観すると、平均所得の低下と所得の散らばり縮小という2つの動きが見られ、日本の世帯は総じて貧困化している（小塩・浦川（2008a）参照）。本稿では、そうした状況の下で全体としてどのような所得再分配が行われているのかを、公表された統計や個票データに基づいて調べる。

そのために2節と3節では、通常議論されているように年間所得ベースで再分配政策の効果を評価する。ここでは、年間所得ベースでみると、再分配政策の格差縮小・貧困軽減効果のかかなりの部分は高齢層において発生し、しかもその効果の大部分は現役層から高齢層への所得移転で説明され、若年・中年層における効果は限定的であることを指摘する。

4節では、一定の想定を置いて生涯所得ベースにおける再分配効果を試算する。社会保障や税制の再分配効果は、生涯を通じてみると相殺される部分が大きいため年間所得ベースでみるよりかなり限定的となっている。そして、5節では、同じく生涯所得ベースにおける税・社会保障負担を調べる。ここでは、低所得層では、社会保障負担の当初所得比がむしろ高めるになるという逆進的な構造があることを明らかにする。さらに、高所得層に大きな追加的負担を求めなくても、低所得層の負担を軽減する制度改革の可能性を指摘する。最後に、6節で全体の議論をまとめる。

2. 再分配政策は格差縮小・貧困軽減に貢献しているか

2.1 「所得再分配調査」による分析

税や社会保障など再分配政策による所得格差の改善度の大きさは、ジニ係数など格差指標が再分配の前後でどのように変化したかで示すことができる。ジニ係数を例にとると、その値は、

$$\text{改善度} = 1 - \frac{\text{再分配前所得のジニ係数}}{\text{再分配後所得のジニ係数}}$$

という式で計算される。こうした計算の結果も含め、日本の再分配政策の効果を政府が詳細に分析した代表的な調査として、厚生労働省が3年に1度公表する「所得再分配調査」がある。同調査は、「国民生活基礎調査」が大規模に行われる、いわゆる大調査年にそれと連動する形で実施される。ここではまず、この「所得再分配調査」の報告書が行っている再分配政策の評価を、本稿のイントロダクションとして紹介しておこう。

同報告書では、再分配政策の効果を次のような方法で具体的にとらえている。まず、再分配政策

を行う前の所得を当初所得 A とし、それに公的年金などの社会保障給付金を加え、社会保険料を差し引いたものを B とする。そして、B から税金を差し引いたものを可処分所得 C、さらに C に医療などの現物給付を加えたものを再分配所得 D とする。そして、再分配政策による格差縮小効果を、

税による改善度 = $1 - C$ のジニ係数 / B のジニ係数

社会保障による改善度

= $1 - B$ のジニ係数 / A のジニ係数 × D のジニ係数 / C のジニ係数

再分配による改善度 = $1 - D$ のジニ係数 / A のジニ係数

として計算する。2番目の式がやや面倒だが、これは、高齢化に伴って所得の源泉としての年金給付が重要性を高め、また税制改革による年金課税が引き上げられたことを念頭に置いたものである。

この考え方に基づいて計算された結果が、表 1 にまとめてある（等価所得ベース）。ここから、次のような基本的事実が確認できる。まず、税と社会保障を合わせた再分配全体の改善度は、1992 年から 2004 年にかけて 17.0% から 25.9% へと大幅に上昇している。次に、社会保障による改善度が明確な形で高まっており、全体の改善度の高まりのほとんどを説明している。一方、税による改善度は限定的であり、その相対的な重要性はいくぶん低下している。

ただし、ここから直ちに、「日本の再分配政策は、近年の格差拡大傾向に対抗して格差縮小に大きく貢献してきてきた。しかも、その大半は社会保障の貢献によるものである」と結論づけるわけにはいかない。というのは、社会保障による再分配のかなりの部分は、その財政方式上、年金を中心とする年齢階層間の所得移転によるものであり、高齢化に伴って年金などを受給する高齢者が増えれば、その所得移転の規模は自然と大きくなるからである。しかも、現役時における保険料負担と高齢時における給付は、生涯を通じて見ると相殺される部分が大きく、後述するように年間所得ベースによる再分配政策の評価には大きな限界がある。

再分配政策によるジニ係数の改善度の高まりは、所得が相対的に高い現役層から、低い高齢層へという年齢階層間の所得移転が強まっていることを反映しており、政府が格差縮小への取り組みを強めた結果とはいいいにくい面がある。以下では、こうした再分配の様子を「国民生活基礎調査」による個票データを用いてもう少し詳しく調べることにしよう。

2.2 年齢階層別にみた再分配

現行の再分配政策の特徴は、所得再分配の様子を世帯主の年齢階層別にみると理解しやすい。ここではまず、「国民生活基礎調査」に収録された 2006 年の世帯所得（世帯規模を調整した等価所得ベース、2005 年価格で表示）を用いて、税や社会保障による再分配を行う前の当初所得と、再分配を行った後の可処分所得（現物給付は含まない）について、ジニ係数や貧困ギャップ率、平均所得、標準偏差を 10 歳刻みの年齢階層別に比較してみる（20 歳未満、80 歳以上は捨象）。それをグラフにまとめたのが図 1 だが、ここから次のような点が確認できる。

第 1 に、当初所得では 60 歳以降に急速に上昇しているジニ係数を見ると、再分配政策によって高齢層では大きく低下する一方、若年層における改善は限定的である。つまり、現行の再分配政策の格差縮小効果は高齢層で集中的に発揮されている。逆にいえば、現行の再分配政策は、高齢層を除くと同じ年齢階層に属する人々の間では格差縮小にあまり貢献していない。ただし、社会全体のジニ係数の改善は、それぞれの年齢階層内の格差縮小効果だけではなく、異なる年齢階層間の格差縮小効果も含んでいる。したがって、大まかに推察すると、日本の所得再分配は、①若年・中年層から高齢層への所得移転による年齢階層間の格差縮小、②高齢層内部における格差縮小、という 2 つの要因でかなりの程度まで説明できそうである。

第 2 に、再分配政策による貧困軽減効果についても、格差縮小効果の場合とほぼ同じようなパターンが見られる。ここでは、等価所得ベースの可処分所得の中央値の 50% を貧困線と定義し、当初

所得、可処分所得それぞれにおいて、その貧困線をベースにして貧困ギャップ率を計算している。当初所得で見た貧困ギャップ率は、若年層から中年層にかけて低下し、高齢層になって急速に上昇する。これは、高齢になって引退生活に入り、勤労所得がなくなる場合が多いからである（年金受給額は当初所得に含まれないことに注意）。これに対して、可処分所得の貧困ギャップ率は、若年・中年層では当初所得のそれとほとんど変わらない一方、高齢層では大きく低下して若年層と同じ程度の水準になっている。

第3に、各年齢階層の平均所得と標準偏差の変化も、以上に述べた格差縮小・格差縮小効果の様子と整合的である。まず、平均所得をみると、若年・中年層では可処分所得のほうが当初所得より低い。これらの層では、税や社会保障負担が社会保障給付を下回るからである。高齢層は給付のほうが多いから、それとは逆の形になっている。一方、当初所得と可処分所得の標準偏差を比較すると、いずれの年齢階層でも後者が前者を下回っている。若年・中年層では税や社会保障負担によって所得水準が総じて押し下げられる一方、高齢層では当初所得が低くても年金を受給する者が多くなるため、いずれの層でも所得の散らばりが小さくなるからである。一般的に、格差指標は平均所得に対する所得の散らばり具合を示すものである。だから、平均所得が上昇し、散らばりが小さくなる高齢層では格差指標は明らかに改善するが、所得の散らばりは小さくなるものの、平均所得も同時に押し下げられる若年・中年層では格差指標の改善は限定的となる。

このように、年齢階層別に格差指標や貧困指標、平均所得や標準偏差を調べると、日本の再分配政策による格差縮小・貧困軽減効果は高齢層で集中的にその効果を発揮していることが確認される。

2.3 年齢階層別にみた所得分布

さらに、再分配政策によって所得分布がどのように変化するかをカーネル密度推定量によって確認したのが図2である。ここでは、年齢階層を若年層（20～39歳）、中年層（40～59歳）、高齢層（60～79歳）に三分している。まず、社会全体についてみると、当初所得の分布はゼロ所得近辺で所得が集中し、所得が高まるにつれて高さが緩やかに低下していくという形状を見せている。これは、当初所得がゼロないしゼロに近い者が高齢層の中できわめて多いためである。これに比べて、可処分所得の分布は160万円前後をピークとする山となっている。この山の形状は、対数正規分布（所得の対数をとると正規分布になる分布）に近い。

次に、年齢階層別にみても、若年層の場合は、可処分所得の山は当初所得に比べて尖がり度合を強めると同時に、重心を左に寄せている。若年層は高齢層ほどではないものの、貧困リスクに直面する度合いが高いが、現行の再分配政策はそうした面への配慮が強くないことがここから示唆される。一方、中年層の所得分布の山は若年層に比べると平坦であり、所得の散らばり度合いが強いが、ここでも可処分所得の山は当初所得に比べて尖がり度合いが強く、重心をやや左に寄せている。これらの状況は、平均所得と標準偏差がいずれも低下するという、図3-1で確認した若年・中年両層における再分配政策の効果と整合的である。これに対して高齢層では、当初所得の山はゼロ近辺に最も厚みがあり、その後急速に低くなるのに対して、可処分所得の山は対数正規分布に近くなっている。山の重心も明らかに右に移動し、平均所得の上昇に対応した変化を見せている。

ここでは、それぞれの年齢階層で山の重心がシフトしている点に改めて注意しておこう。これは、所得再分配がそれぞれの年齢階層で完結しているのではなく、若年・中年層は所得を高齢層に提供し、高齢層は若年・中年層から受け取った所得で再分配を行っていることを反映している。特に高齢層における再分配は、若年・中年層からの所得移転に基づく平均所得の引き上げという側面が強い。

2.4 所得階層間の所得再分配

本節の最後に、異なる所得階層の間でどのような所得再分配が行われているかを概観する。当然ながら、高所得層から低所得層へという形で所得移転が行われているはずだが、そうした理解でよいのだろうか。ここでは、2006年のデータに基づき、等価所得ベースの可処分所得に注目して、すべての世帯を10の所得階層に分ける（第1階層の所得が最も低く、第10階層の所得が最も高い）。そして、税負担と社会保障負担の合計から社会保障給付を差し引いた値を純負担と呼び、その値が所得階層によってどのように異なるかを調べてみる。

ここでは、所得階層を当初所得ではなく、可処分所得に注目して分けている点に注意していただきたい。このような措置を行ったのは、高齢層の場合、定年退職の後で勤労所得がなく、年金受給にすべてを依存している世帯も少なくないが、そうした世帯をすべて低所得世帯とすべて分類するのは適切ではないと考えられるからである。再分配後の可処分所得で区別した所得階層の所得状況が、それぞれどのような再分配の影響を受けているかを事後的にチェックするというのがここでの狙いである。

その結果をまとめたのが図3だが、ここから次のような点がわかる。まず、世帯全体でみると、純負担は第1階層から第7階層まではマイナス、第8階層から第10階層まではプラスになっており、再分配政策によって高所得層から低所得層へという形で所得移転が行われていることが確認される。ただし、再分配政策によって結果的に中所得層に分類された世帯は、低所得層に分類された世帯よりもネットの受取が大きくなっている点には注意が必要である。

しかし、年齢階層別にみると様相はいくぶん異なることになる。図2-3では、年齢階層を若年・中年層、高齢層に三分した上で、所得階層間の所得再分配も調べている¹⁾。この図からわかるように、若年・中年層では、純負担は高所得層になるほど大きくなっており、純負担面における垂直的公平性が確認できるものの、その額はマイナスにはなっておらず、低所得層でもネットでみれば若干ながら税や保険料負担を求められていることがわかる。

これに対して、高齢層の場合は、純負担は所得が最も高い第10階層でプラスになっているものの、それ以外の階層ではマイナスになっている。しかも、そのマイナス幅は第1階層から第5階層までは階層が高くなるにつれて大きくなっており、再分配後に中所得層として分類される世帯は、低所得層として分類される世帯よりも多くの受益を受けていることがわかる。高齢層の場合、年金を受給するので純負担が（最も所得が高い層を除いて）マイナスになるのは当然だが、所得が相対的に低い層、すなわち自営業者や現役時の賃金が低かった被用者は低額の年金しか受給できないことがこの図に反映されている。さらに、高所得層を別にすれば、同じ所得階層なのに、純負担が若年・中年層ではプラス、高齢層ではマイナスになっているという違いも注目に値する。

日本の再分配政策が、高所得層向けという色彩が強く、現役層向けが弱いという特徴は国際的に見ても注目される。実際、OECDが定義する「公的社会支出」(public social expenditure)のうち、現役層に対する所得面の支援 (Income support to the working age population) が支出全体に占める比率は日本では8.2%だが、これはOECD加盟30カ国の平均21.6%を大幅に下回っている(2005年)。これは、年金給付額の比率が日本46.7%、OECD平均34.9%となっているのとは対照的である²⁾。

3. 再分配政策は効果的に行われているか：年間所得ベースでの分析

3.1 格差縮小効果の要因分解

¹ ここでは、所得階層の閾値はすべての年齢階層において共通であり、年齢階層ごとに設定していないことに注意されたい。したがって、所得階層ごとの状況を異なる年齢階層間で比較することが可能である。

² OECD, Social Expenditure database (www.oecd.org/els/social/expenditure)より計算。また、生活保護制度の非保護世帯数を見ても、高齢世帯が全体の46.1%と半数近くを占めるのに対して、母子世帯は8.2%にとどまっている(2007年、厚生労働省資料)。

前節で見たように、税や社会保障など再分配政策は格差縮小や貧困軽減に貢献しているが、その効果は年齢階層ごとに異なる様相を見せている。図1および図2で示された事実から判断して、再分配政策の格差縮小・貧困軽減効果は高齢層に集中して発生しており、しかもそれは現役層からの所得移転によって可能になっていると推察することができる。

もちろん、さまざまな社会的リスクに直面しやすい高齢層を若年・中年層が経済的に支援するのは自然な姿であり、制度の持続性をめぐる問題などをとりあえず脇に置けば、それ自体を批判することはできない。しかし、さまざまな再分配政策が展開された結果、同じ年齢階層のなかで恵まれた者がそうでない者をどの程度支援しているかをチェックすることも、再分配政策の評価として重要である。この点は、年齢階層と所得階層をクロスさせて純負担の様子を調べた・図3-3によってもすでに示唆されている。また、年齢階層間の所得再分配は生涯を通じてみると相殺される度合いもかなりあるはずなので、その点を考慮に入れないと再分配政策の効果は過剰評価されることになる。これらの問題のうち、最後の点は次節で詳細に検討するが、本節では年間所得をベースにして再分配政策の効果を要因分解してみよう。

まず、所得格差の縮小効果についてはジニ係数を用いてつぎのような計算を行う。すなわち、各年齢階層において当初所得と可処分所得それぞれの平均所得の差を計算し、その値をほかの年齢階層との間で行われている再分配の世帯当たりで見た規模とみなす。高齢層の場合はこの値はプラス、若年・中年層はマイナスとなるはずである。そして、その年齢階層に属するそれぞれの世帯の当初所得にその額を一律に上乘せし、そこで得られる所得を「一律所得移転後所得」と仮に呼んでおく。

つまり、第 j 年齢階層における第 i 世帯の当初所得、可処分所得をそれぞれ y_{ij} 、 y_{ij}^D 、そして第 j 年齢階層における当初所得と可処分所得の平均をそれぞれ \bar{y}_{ij} 、 \bar{y}_{ij}^D とすると、当該世帯の一律所得移転後所得 y_{ij}^T は、

$$y_{ij}^T = y_{ij} + \bar{y}_{ij}^D - \bar{y}_{ij}$$

と定義される。この一律所得移転後所得のジニ係数を計算し、当初所得や可処分所得のそれと比較する。

このとき、各年齢階層において計算される、当初所得から一律所得移転後所得へのジニ係数の変化は、年齢階層間の所得移転に起因する部分と考えることができる。そして、一律所得移転後所得から可処分所得へのジニ係数の変化は、各年齢階層の構成世帯が、当初所得と移転所得の合計をベースに内部で行った再分配の効果を示すものとみなすことができる。たとえば、高齢層の場合、図1でも示したように、所得格差は再分配政策によって大きく是正されている。しかし、それは、現役層からの所得移転である年金受給によって平均所得が引き上げられたことによる面が大きいはずである。その部分を取り除き、高齢層内部での純粋な所得再分配の程度を大まかに調べてみるというのがここでの狙いである。

もちろん、この計算に問題がないわけではない。たとえば公的年金の場合、厚生年金や共済年金は所得比例部分を持っているので、現役時に給与所得が高く、したがって高齢時も（定年退職後も高い賃金で雇用を継続するなどして）高い所得を得ている者ほど受給額が高めになっているはずである。したがって、年齢階層間の所得移転を一律に行った場合、年齢階層間の所得移転による格差縮小効果が実勢より大きめに出るのではないかという批判があり得る。これは要するに考え方の違いであり、ここでは一律の所得移転以外の部分はすべて年齢階層内の再分配とみなしている。ほかの年齢階層への所得移転を同じ年齢階層でどのように分担するか、ほかの年齢階層から得た所得移

転を同じ年齢階層でどのように分配するかは、年齢階層内の再分配問題と考えるわけである。

3.2 試算結果

具体的な試算結果を、1997年と2006年についてそれぞれまとめたものが表2である。ここでは、サンプルを世帯主の年齢に注目して若年・中年層、高齢層に三分した上で、左半分当初所得、一律所得移転後所得、可処分所得のジニ係数A、B、Cをまとめ、右半分にそれぞれの差を計算している。各年齢階層において、(B-A)が年齢階層間の所得移転による効果、(C-B)が年齢階層内の再分配による効果、(C-A)が両者の合計を示している。なお、すべての年齢階層を合わせた「全体」の場合は、それぞれの世帯の所得に、世帯主が属する年齢階層が行う所得移転をそれぞれ加えたものを一律所得移転後所得とし、それに基づいてジニ係数Bを計算している。また、(C-B)の値は、そうした所得移転を行った後に（年齢階層とは無関係に）社会全体で一斉に再分配を行った場合の効果の大きさを示している。

いずれの年においても、全体的なパターンは同じである。まず年齢階層別に格差縮小効果の大きさをみると、格差縮小は若年・中年層ではなく高齢層において集中的に生じている。次に、格差縮小効果の要因分解をみると、若年・中年層の場合、一律所得移転後所得の平均は当初所得の平均を下回ることになるので、それに応じてジニ係数はむしろ上昇している。しかし、それを若干上回る規模の再分配がそれぞれの年齢階層内で行われているために、最終的な再分配所得のジニ係数は当初所得のそれを下回ることになる。ただし、両者の規模はほぼ互角であり、結果としてジニ係数の是正効果は小さなものとどまっている。

これに対して高齢層の場合は、当初所得から一律所得移転後所得に移る段階でジニ係数が大幅に低下する。これは、公的年金を中心とする社会保障制度によって、高齢層の平均所得が大きく引き上げられるためである。こうした所得移転以外にも再分配は行われているが、格差縮小への貢献度という点では年齢階層間の所得移転による効果の方がかなり大きいことがわかる。

なお、1997年と2006年を比べると、若年・中年層の状況にはあまり大きな変化が見られないが、高齢層については注目すべき変化がある。すなわち、年齢階層間の所得移転による格差縮小効果が0.169から0.252へとかなり大きく増加している。これは、公的年金の成熟化に伴って一人当たりの受給額が増加していることを反映しているはずである。その一方で、高齢層内の所得移転による格差縮小効果は0.104から0.078へと幾分縮小している。この9年間で年金受給額は増加しているものの、個人差が同時に大きくなり、格差拡大へのベクトルも強まっていることがその背景にあるものと思われる。

残念ながら、ジニ係数では、所得格差の縮小効果を年齢階層間及び年齢階層内という形に分割することはできないので、それぞれの役割の時系列な変化を正確に分析することはできない。しかし、「全体」のところを見るとある程度の推察はできる。すなわち、1996年と2007年を比べると、全体的な格差縮小効果は0.056ポイント(=0.181-0.121)高まり、その結果、2007年における可処分所得のジニ係数は1996年の0.351と同じとなっている。この格差縮小効果は、年齢階層間の所得移転に起因する効果の高まり0.055ポイント(=0.083-0.028)によってほとんど説明される。たしかに、この年齢階層間の所得移転は若年・中年層では格差を拡大する方向に働き、しかもその程度はこの9年間で幾分高まっている。しかし、それ以上に、高齢層における格差縮小効果が高まっており、すべての所得階層を見ても、年齢階層間の所得移転による効果の重要性が高まったということになる³⁾。

³⁾ なお、以上の状況は、格差指標として平方変動係数などを採用し、所得の分散の変化を年齢階層間の分散の変化と年齢階層内の分散の変化に二分することによっても大まかに把握できる。ただし、その場合も、年齢階層内の分散の変化のうち、年齢階層間の所得移転に起因する部分をどう処理するかという問題が出てくる。

3.3 貧困軽減効果の要因分解

格差縮小効果の場合とまったく同様に、再分配政策による貧困軽減効果についても要因分解を行うことができる。ここでは、貧困指標として貧困ギャップ率をとり、3.1と同じような方法で、貧困軽減効果を年齢階層間の所得移転に起因する部分と年齢階層間に起因する部分とに分割してみる。得られた結果は、表3にまとめてある。貧困ギャップ率はほかのFGT指標と同様、サンプルを構成するグループごとに指標の動きを分割でき、この表に示した各年齢階層の数字をそれぞれの人口構成率で加重平均すれば、全体の数字に等しくなる。

この表から、次のような点がわかる。まず、いずれの年においても、再分配政策の貧困軽減はそのほとんどが高齢層で発揮されていることがわかる。これも図3-1とまったく整合的である。次に、若年・中年層を見ると、年齢階層間の所得移転による効果はプラスとなっている。これは、これらの層では税や保険料の支払いのために、ほかの年齢階層への所得移転が支払い超となっていることを反映している。しかし、この効果は、年齢階層内の再分配効果でかなりの程度相殺されるので、これらの年齢階層における貧困軽減の度合いはきわめて限定的である。

これに対して高齢層では、年齢階層間の所得移転によって貧困の度合いが大きく低下する。公的年金をはじめとする高齢層向けの社会保障の仕組みは、若年・中年層からの所得移転を伴って、高齢層の貧困軽減に大きく寄与していることがここから確認される。しかし、高齢層内の所得再分配による貧困軽減効果は、年齢階層間の所得移転のそれに比べるとかなり限定的である。

このような構図は、1997年より2006年のほうが鮮明になっている。特に、高齢層では、年齢階層間の所得移転による貧困軽減効果が大きく高まり、その一方で高齢層内の所得再分配の効果が極めて限定的なものとなっている。世帯全体で見ると、再分配政策による貧困軽減効果はこの9年間に8.2%ポイント(=22.0%−13.8%)に高まっているが、そのうち年齢階層間の所得移転による貧困軽減効果は7.6%ポイント(=42.8%−35.3%)高まっており、かなりの部分を説明する。その一方で、若年・中年層では、年齢階層間の所得移転と年齢階層内の再分配のそれぞれの効果がほぼ打ち消し合い、再分配政策の貧困軽減効果はいずれの時点でも限定的である。

4. 再分配政策は効果的に行われているか：生涯所得ベースでの分析

4.1 問題意識と試算の方針

前節では年間所得ベースで現行の再分配政策の効果を評価し、年齢階層内の再分配効果が限定的であること、そして年齢階層間の再分配政策がその相対的な重要性を高めていることを指摘した。しかし、すでに述べたように、再分配政策の評価は本来、年間所得ベースではなく生涯所得ベースで行うべきである。高齢時における年金などの社会保障給付は、現役時での税や社会保険料負担とかなりの程度相殺されるからである。

ところが、日本では生涯所得に関する公式統計を入手することが極めて困難な状態にあるため、生涯所得を直接用いた分析はほとんど不可能になっている。そのため、これまでは、①生涯にわたる効用最大化を想定した上で、消費格差を、生涯所得格差を反映したものと解釈して分析する(Ohtake and Satio (1998)参照)、②厚生年金の報酬比例部分から生涯所得を逆算する(ただし、分析対象は厚生年金加入者に限定される。小塩・浦川(2008b)参照)、といった間接的な分析方法が採られてきた。

以下では、厳密さには目をつむり、年間所得ベースと生涯所得ベースの再分配効果を直接比較することに主眼を置いたOshio(2005)および小塩(2009)の分析を、「国民生活基礎調査」の2007年調査のデータ(所得は2006年)を用いてアップデートする。具体的には、まず、同調査の年間所得デ

一タを 20 歳台, 30 歳台, 40 歳台, 50 歳台, 60 歳, 70 歳台という 6 つの年齢階層に分けるとともに, 可処分所得に注目して, それぞれ年齢階層を 10 の所得階層に分け, 各所得階層の平均所得を計算する (20 歳未満, 80 歳以上については分析の対象外とする)。次に, そのように各所得階層に分けられた世帯の当初所得の平均値を求める。このとき, 各所得階層における可処分所得と当初所得を計算する各世帯の所得変数は個票ベースでつながっている。この結果, 年齢階層と所得階層の組み合わせで, 可処分所得と当初所得のそれぞれについて, 合計 60 (=6×10) の所得が得られることになる。

次に, 各人は各ライフステージにおいてこの所得のどれかを得ると想定する。まず, a を所得階層間移動の固定性を示すパラメータとする ($0 = a = 1$)。そして, ある個人があるライフステージにおいてある所得階層に属していたとき, 次のライフステージでその同じ階層にとどまる確率を $(1+2a)/3 \times 100\%$, 隣接する上下の階層に移る確率をそれぞれ $(1-a)/3 \times 100\%$ とする。ただし, 個人があるライフステージにおいて, 第 1 所得階層あるいは第 10 所得階層に属する場合は, その階層にとどまる確率を $(2+a)/3 \times 100\%$, 隣の階層に移動する確率を $(1-a)/3 \times 100\%$ とする。なお, 簡単化のために, 個人はそれ以外の階層には移動せず, 年齢階層によって所得階層間移動の固定は変化しないと想定する。

たとえば, $a = 1$ であれば, 所得階層間の移動はなく, 個人は 20 歳台において属していた所得階層に 70 歳台までとどまる。 $a = 0$ であれば, 年齢階層が 1 段階上がる際に同じ確率で所得階層にとどまる, あるいは隣接する所得階層に移動することになる。この想定は, 隣接しない所得階層にはジャンプしないと仮定している点で, 所得階層間の移動を狭く限定しているそのため, 所得格差が高めに出る傾向がある点に注意されたい。

ただし, 簡単な計算により, a がどのような値をとっても, 20 歳台から 70 歳台までの年間所得ベースでみた 10 階層の所得分布が再現されることが確認できる⁴⁾。つまり, 2003 年に実現していた年間所得の分布とまったく整合的な形で, 生涯所得がどのような分布を示すかが試算できることになる。生涯所得を計算する際に必要な割引率については, 年率 1%, 3%, 5% という 3 つの利率を想定する (生存確率は考慮せず, 19 歳以前, 80 歳以降は無視する)。

所得階層間移動の固定性については, $a = 1, a = 0.25, a = 0$ という 3 つのケースを考える。このうち $a = 1$ は, 20 歳台に属していた所得階層のまま生涯を終えるという極端なケースである。したがって, 生涯所得のパターンは 10 通りしかない。一方, $a = 0$ であれば 3 分の 1 の確率で同じ所得階層ないし隣接する上下の所得階層に移動する。この場合, 生涯所得のパターンは全部で 2,430 (=10×3⁵) 通り考えられる。 $a = 0.25$ の場合は, 2 分の 1 の割合で元の所得階層にとどまり, それぞれ 4 分の 1 の割合で隣接する上下の所得階層に移動する。この場合の生涯所得のパターンは, 全部で 10,240 (=10×4⁵) 通りになる。試算では, こうして得られるすべてのパターンでの生涯所得を計算し, その分布状況に注目して再分配政策の効果を調べる。

こうした計算には, 当然ながら限界がある。とくに, 試算のベースとなる 2006 年の可処分所得, とりわけ年金受給額は 2005 年以前の就業・賃金履歴によって決定されている。生涯所得を計算する場合, 本来であれば現役時の就業・賃金履歴を反映した年金受給額を計算し, それによって可処分所得を試算すべきである。しかし, 本稿では, 2006 年において実際に観測される, 各年齢階層の可処分所得を (所得階層間移動の固定性を想定した上で) つなげるという簡便法で可処分所得の生涯

⁴ たとえば, 30 歳台に第 4 階層に入る者は, 20 歳台に第 3 階層だった者の $(1-a)/3$, 第 4 階層だった者の $(1+2a)/3$, 第 5 階層だった者の $(1+2a)/3$ である。20 歳台にはすべての所得階層が 10 分の 1 の比率を占めているから, 30 歳台に第 4 階層に入る者の比率を計算すると, $[(1-a)/3 + (1+2a)/3 + (1+2a)/3] \times 1/10 = 1/10$ となり, a の値とは無関係に 10 分の 1 となる。したがって, 40 歳台以降の階層でも同様の議論ができ, 各所得階層の比率はつねにすべて 10 分の 1 となる。

所得を試算している。

本稿での試算方法においても、高齢時に所得を得ている層は現役時に高所得を得てきた層であり、現役時の所得と年金受給額は正の相関を持っているが、両者の間に年金裁定式による厳密な連動性がないことは否定できない。これは、2006年に実現していた年間所得ベースの所得分布との整合性を最大限重視したための措置だが、コーホート効果を制御していないという点と相俟って、以下に紹介する試算結果に対して慎重な解釈を求めるものである。

4.2 再分配政策の効果

それでは、2006年時点における社会保障と税制がどの程度の再分配効果をもたらすかを試算してみよう。試算結果を、平均生涯所得（2005年価格の割引価値）、ジニ係数、相対的貧困率および貧困ギャップ率に注目してまとめたものが表4である。まず、再分配効果を議論する前に、とりわけ当初所得の場合、ジニ係数の水準が年間所得ベースに比べて一回り低めになることに留意しておこう。もちろん、これは生涯所得ベースの試算方法に起因するところも大きく、単純な比較はできない。しかし、所得の高い現役時と低い高齢時の所得とを合わせて考えると、生涯所得ベースで見た個人間の所得格差は小さくなることは十分推察される。

さらに、この表から次の3点を確認できる。第1に、利子率が高くなると生涯所得をネットで減少させる効果を持っていることが確認される。実際、利子率が5%になると、再分配所得は当初所得を平均的に12.2%下回り、3%でも9.7%のネットの所得減となる。これは、公的年金が生涯所得をネットで引き下げる効果を持っていることを反映したものであり、少子高齢化の下における賦課方式の年金運営に批判的な論者がしばしば取り上げる点である（積立方式であれば、保険料拠出額と年金受給額は現在価値で一致し、生涯所得に中立的になる）。こうした平均的な所得水準の低下は、ほかの条件が等しければ、それ自体として生涯所得ベースを通じた格差縮小効果を弱める。

第2に、再分配効果は、階層移動の固定性よりも利子率（割引率）の想定に敏感である。ジニ係数についてみると、利子率が5%であれば、再分配所得の値は当初所得の値を8.4~9.2%下回ることに対して、3%なら10.0~11.1%、1%なら12.4%~13.8%下回る。利子率が高いほど再分配効果が大きくなるのは、利子率が高くなると高齢時の年金受給額の現在価値が低くなるため、生涯を通じた公的年金の再分配効果が減少するからである。

第3に、最も重要な点として、年間所得ベースに比べると、格差縮小効果が一回り小さくなることが注目される。たとえば、階層移動の固定性を0.25、利子率を3%と設定した場合、再分配所得のジニ係数は当初所得の0.341から0.307へと10%低下している。年間所得ベースにおけるジニ係数の低下率は31.5%だから、生涯所得ベースになると再分配効果の大きさは3分の1程度に圧縮されることになる。再分配政策の効果は利子率の想定に大きく左右されるが、利子率をどのように想定しても、効果の大きさは年間所得ベースに比べてかなり小さくなる。この傾向は、平方変動係数についても同様に確認される。

再分配政策の貧困軽減効果についても、生涯所得ベースでみると限定的になることが表3-4の下段より確認できる。年間所得ベースでは、貧困指標は再分配政策によって大きく低下する。これは、当初所得が貧困線を下回る水準にある高齢層が年金を受給するためである。しかし、生涯所得ベースでは現役時の高所得と高齢時の低所得が各個人で平均されるため、年間所得ベースの場合に比べて貧困軽減効果が小さくなる。

実際、生涯所得ベースの貧困線を生涯可処分所得の中位値の50%として設定すると、階層移動の固定性を0.25、利子率を3%と想定した場合、相対的貧困率は、当初所得の17.0%から可処分所得の16.6%へと0.4%しか低下しないことが試算によって確認できる。しかし、貧困指標については、貧困回避が喫緊の課題であることも少なくないので、生涯所得ベースではなく年間所得ベースで議

論することにも重要な意味があることに注意する必要がある。

5. 再分配政策に改善の余地はないか：生涯所得ベースでの分析

5.1 所得階層別にみた税・社会保障負担・給付

2.1で述べたように、社会保障と税制による再分配効果については、所得格差の是正に対して大きく貢献しているというのが一般的な見方である。実際、それは、「所得再分配調査」でも確認できる。しかし、社会保障と税制の再分配効果の評価は、年間所得ベースで行うとミスリーディングになることはすでに述べた通りである。

そこでここでは、前節で推計した年間所得ベースの所得分布に基づいて、社会保障と税制の再分配効果を評価する。以下では、利率を3%、所得階層移動の固定性を0.25と想定して話を進める（そのほかの想定でも、結果の傾向に大きな違いはない）。前節では、世帯全体の当初所得と可処分所得を比較するにとどまったが、ここでは、10の所得階層に分け、年間所得ベースにおける税・社会保障負担や社会保障給付の状況も含めて再分配政策の効果について調べることにする。

その結果をまとめたのが表3-5である。ここでは、生涯にわたって拠出する負担や受給する給付額と、その生涯の当初所得に対する比率を比較している。この表から次の4つの点を指摘できる。第1に、税負担率は当初所得が高まるにつれて上昇しており（第1～3階層の5.3～5.5%から第10階層の11.0%へ）、税制の累進性を確認することができる。ところが、第2に、社会保障負担はむしろ当初所得が低い層ほど高めになっており（第1階層の14.7%から第10階層の9.6%へ）、逆進性が確認できる。これは、①国民年金や市町村国保など（所得による減免・軽減措置はあるにせよ）定額部分になっている部分があり、低所得層に相対的に重い負担になっている、②社会保険料の算定基礎となる標準報酬に上限が設定され、高所得層の社会保障負担が定額になっている、という2点を反映している。

そして、第3に、税負担の累進性と社会保障負担の逆進性が拮抗することを受けて、その合計の当初所得比は第1階層から第3階層に向けては低下し、第3階層以降は上昇するという傾向を見せる。こうした傾向は、本稿と同じく「国民生活基礎調査」を用いて、年間所得ベースで分析を行った田近・八塩（2008）の結果とも整合的である。そして、第1階層の税・社会保障負担の合計20.3%は、全世帯の平均19.5%を上回り、第9～10階層のそれにほぼ匹敵することが注目される。

もちろん、負担面だけを取り上げて再分配政策を評価するのは適切ではない。社会保障給付を加え、社会保障と税制を全体としてみると、生涯所得ベースでも高所得層から低所得層という所得移転をもたらしていることがわかる。実際、第1階層から第3階層までは純負担（＝税負担＋社会保障負担－社会保障給付）がマイナスになっているし、階層が両端に近づくほど純負担率の絶対値は大きくなる（第1階層はマイナス9.1%、第10階層は15.8%）。これが第4の注目点である。

ただし、社会保障給付のかなりの部分は、高齢時まで受給できない年金給付である。実際、年金給付が社会保障給付全体に占める比率を計算すると、低所得層で80%弱、高所得層で90%以上となっている。したがって、低所得層、とりわけ流動性制約に直面している低所得層は、この表が示唆する以上に深刻な状況に直面している可能性がある。さらに、社会保険の場合、保険料の拠出実績が不十分であれば、排除原理によって将来の社会保障給付の受給が制約されることも改めて認識しておく必要がある。

5.2 追加的な再分配政策の効果

最後に、現行の社会保障と税制が想定する負担と給付の規模をそれぞれ固定した上で、追加的な再分配がどの程度可能かを簡単に試算することにしよう。ここで具体的に考えるのは、次の3つの

改革である。

第1に、現行では一部で逆進的になっている社会保障負担を当初所得に比例的になるように改める。現行でも、厚生年金・共済組合や組合健保・政管健保などの保険料は所得比例となっているが、その仕組みを国民年金や市町村国保などすべてに広げるわけである。この場合、社会保障の負担率は各階層共通で10.1%になると試算され、負担増となるのは第8階層より上の層となる。

第2は、社会保障給付を所得に無関係に一定の水準とする改革である。現在の給付額（生涯を通じた受取額の割引価値）は、第1階層が582万円であるのに対して、第8階層は936万円まで高まり、その後若干低下して第10階層で863万円となる。全体の給付規模を変更しないで定額給付を行うとすれば、すべての階層が863万円の社会保障給付を受け取ることになる。もちろん、実際には社会保障給付の定額化はほとんど不可能だろうが、公的年金の報酬比例部分を（現役時の）所得水準に応じて削減し、それで利用可能になった財源を低所得層の社会保障給付の充実に活用するといった改革が、ここで想定している改革と同じ性格をもっている。本稿の試算によると、この改革では第5階層以上の所得層で給付が削減されることになる。

第3の改革は、上の第1と第2の改革を同時に行うことを意味する。これによって、社会保障と負担と給付は、生涯を通じてみると最も単純な「負の所得税」（所得比例的な負担と定額の給付の組み合わせ）になる。

以上3つの改革を行った場合、純負担（税・社会保障負担から社会保障給付を差し引いた額）の当初所得に対する比率やその現行制度からの変化の様子をまとめたものが表6である。この表からもわかるように、それぞれの改革は現行制度より大きな再分配効果をもたらしている。

たとえば、社会保障負担を所得比例にする第1の改革案についてみると、第1階層から第7階層の純負担率は現行制度より低下し、逆に、第8階層以上の純負担率は上昇することがわかる。ただし、現行制度に比べて、第1階層の純受取の当初所得比が9.1%から13.0%へと3.9%ポイント上昇するのに対して、第10階層の純負担率の増加は15.8%から17.0%へと1.3%ポイントの上昇にとどまっている。純負担率の変化率で考えれば、低所得層の受けるメリットに比べて、高所得層の受けるデメリットはさらに限定的であることがわかる。

一方、社会保障給付を定額にする第2の改革の場合、純負担率が現行制度より低下するのは第1階層から第4階層までにとどまるが、低所得層の純受取の当初所得比は現行制度より11.1%ポイントも上昇している。第1の改革に比べると、負担増が高所得層に集中するのではなく、中所得層ないしそれをやや上回る所得層で幾分大きめになっている点が注目される。高所得層は、標準報酬額の上限を超える所得を現役時に得ている者が多く、年金受給額が頭打ちになるために、ここでの改革の効果がやや弱まる。しかし、この第2の改革においても、追加的な負担は最大でも第7階層の1.2%ポイントにとどまっている。

第1と第2の改革を同時に行う第3の改革の効果は、当然ながら両者の効果を合わせたものに等しい。ここでは、第1階層の純受取は当初所得の24.1%までに、つまり現行制度に比べて15.0%ポイント上昇する。その一方で、高所得層の純負担率の上昇は第10階層の1.6%ポイントが最大になり、低所得層の純受取の高まりに比べると軽微である。

もちろん、これら3つの改革を実行に移すには多くの問題が伴う。また、改革によって人々の行動が変化し、当初所得も当然ながら異なってくる。しかし、ここでの試算結果は、現在の社会保障の給付や負担の規模を所与とし、しかも、高所得層にそれほど大きな追加的負担を求めなくても、低所得層に対する経済的支援を強化する余地のあることを示唆するものである。

6. おわりに

本稿では、税や社会保障など再分配政策の効果を、厚生労働省「所得再分配調査」「国民生活基礎

調査」に基づき、年間所得ベース、生涯所得ベースでそれぞれ評価した。得られた主な結果は、次のようにまとめられる。

まず、年間所得ベースでみると、再分配政策による格差縮小・貧困軽減効果のかなりの部分は高齢層の内部で発生しており、しかもその効果の大半は若年・中年層からの所得移転による平均所得の引き上げによるものであることがわかる。日本の再分配政策は年齢階層間の所得再分配という色彩が強く、その特徴は高齢化の進展によって年々強まりつつある。また、年齢階層別にみると、若年・中年の低所得層に対する所得面での支援が高齢の低所得層に比べて小さな規模にとどまっていることも注目される。

次に、足元の年間所得の分布に整合的になるように一定の想定を置いて推計した生涯所得ベースでみると、再分配政策の効果は、生涯を通じて相殺される部分が大きいため年間所得ベースでみるよりかなり限定的になっている。また、同じく生涯所得ベースで税・社会保障負担の状況を調べると、低所得層ほど社会保障負担の当初所得比が高めるになるという逆進的な構造になっていることが確認される。

本稿ではさらに、生涯所得ベースにおいて、社会保障負担を所得比例、社会保障給付を定額にした場合の再分配効果も試算した。もっとも、こうした負の所得税的な再分配の仕組みに一気に向かうことは非現実的であるし、最適な改革とは必ずしもいえない。しかし、試算結果を見ると、高所得層に大きな追加的負担を求めなくても、低所得層に対する所得面の支援を充実できることが示唆される。

謝 辞

本稿における実証分析及びその基礎となったデータ処理は、平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した社会保障の給付と負担のあり方に関する研究」（国立社会保障・人口問題研究所）において使用が認められた（統発 0201 第 1 号）「国民生活基礎調査」の再集計を引用活用して小塩が行ったものである。

参考文献

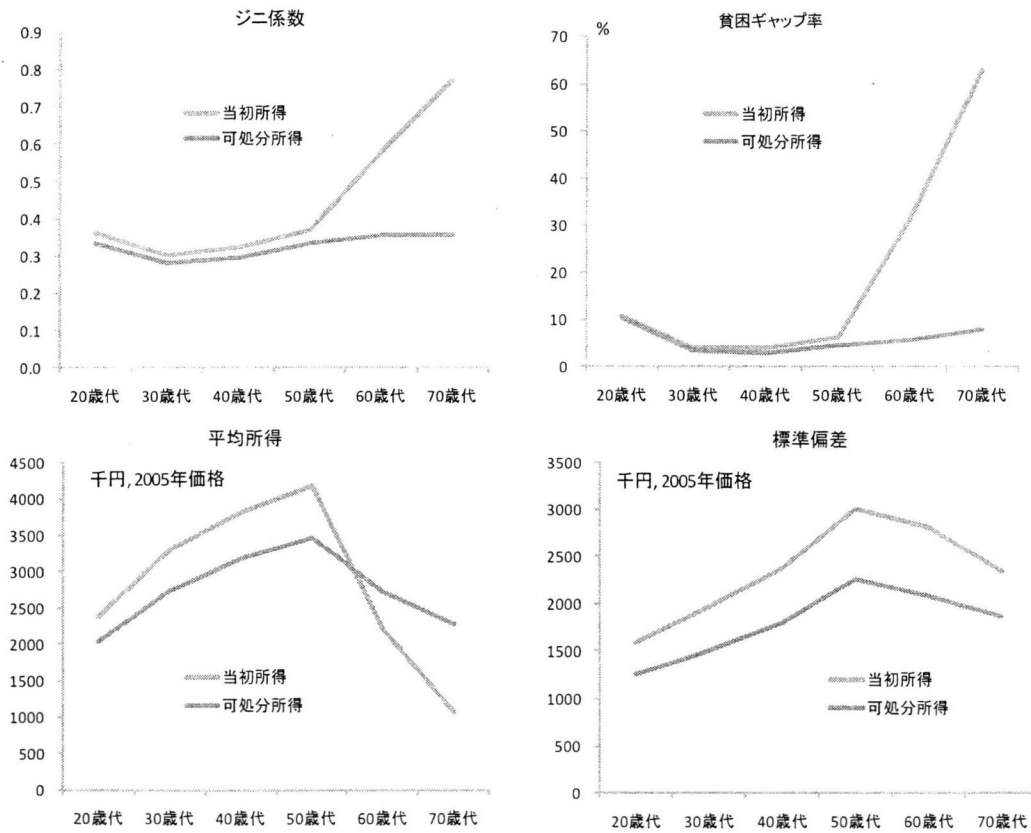
- Ohtake, F. and M. Saito (1998), "Population aging and consumption inequality in Japan," *Review of Income and Wealth* **44**, 361-381.
- Oshio, T. (2005) "Social security and intragenerational redistribution of lifetime income in Japan," *Japanese Economic Review* **56**, 105-139.
- 小塩隆士 (2009) 「社会保障と税制による再分配効果」国立社会保障・人口問題研究所編 『社会保障財源の効果分析』東京大学出版会, 147-170.
- 小塩隆士・浦川邦夫 (2008a) 「2000 年代前半の貧困化傾向と再分配政策」『季刊社会保障研究』第 44 巻第 3 号, 278-290.
- 小塩隆士・浦川邦夫 (2008b) 「公的年金による世代内再分配効果」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編著『人口減少社会の社会保障制度改革の研究』中央経済社, 183-218.
- 田近栄治・八塩弘之 (2008) 「所得税改革—税額控除による税と社会保険料負担の一体調整」『季刊社会保障研究』第 44 巻第 3 号, 291-306.

表1 所得再分配による所得格差是正効果(ジニ係数、等価所得)

	当初所得 (A)	A+社会保障 給付金-社会 保険料(B)	可処分所得 (B-税金)(C)	再分配所得 (C+現物給 付)(D)	再分配による改善度 (%)		
					社会保障に よる改善度	税による 改善度	
1992	0.3703	0.3313	0.3097	0.3074	17.0	11.2	6.5
1995	0.3764	0.3273	0.3119	0.3096	17.7	13.7	4.7
1998	0.4075	0.3501	0.3372	0.3326	18.4	15.3	3.7
2001	0.4194	0.3371	0.3227	0.3217	23.3	19.9	4.3
2004	0.4354	0.3355	0.3218	0.3225	25.9	22.8	4.1

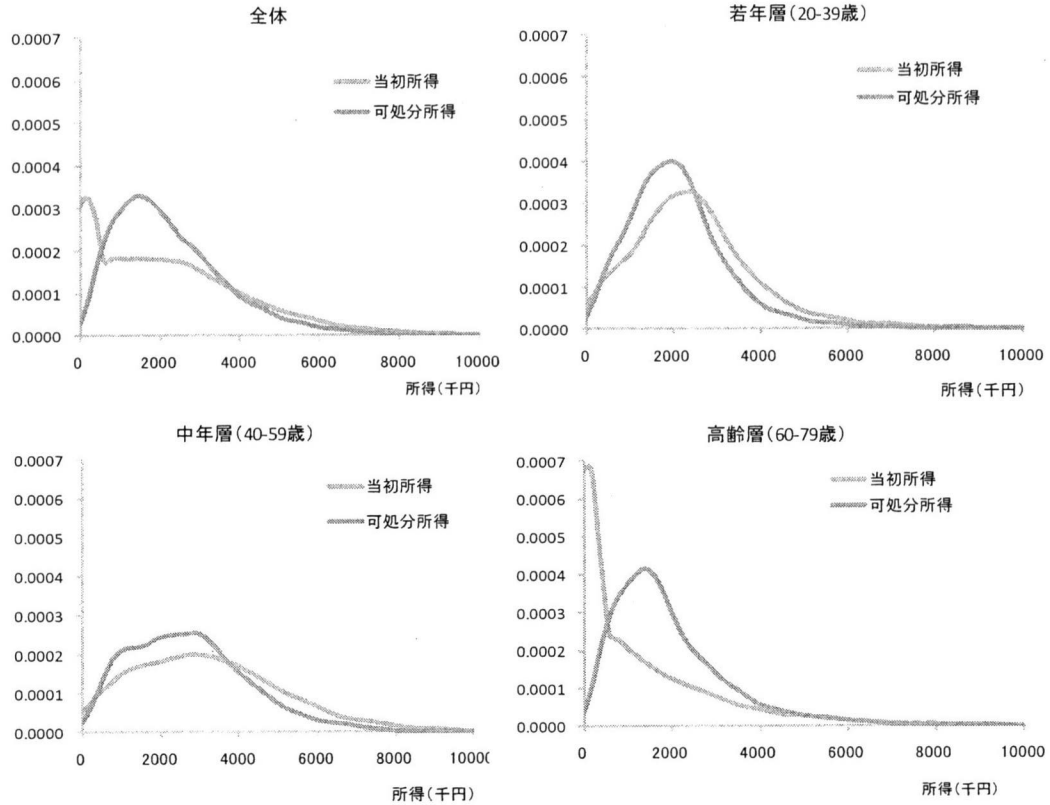
(注) 改善度の計算式については本文参照。
 (出所) 厚生労働省「所得再分配調査」(2005年)。

図1 年齢階層別にみた再分配効果 (2006年)



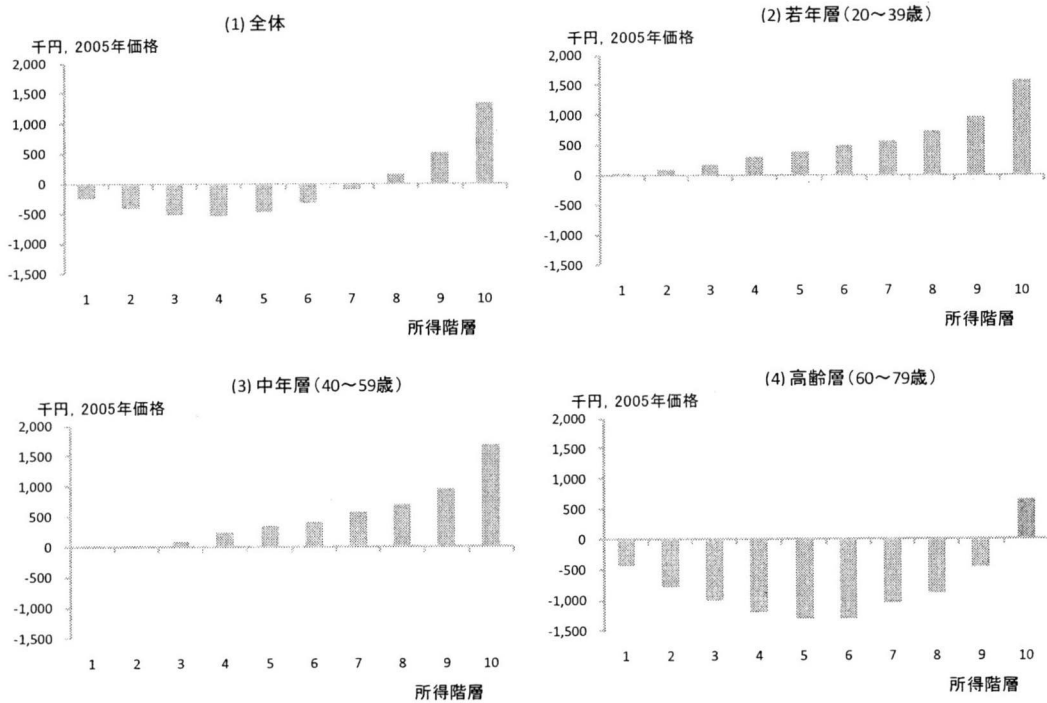
(注) 等価所得ベース、2005年価格。貧困線は、可処分所得の中央値の50%。
 (出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(2007年)より筆者作成。

図2 年齢階層別に見た所得分布(カーネル密度推定量)



(注) 等価所得ベース, 2005年価格。
 (出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(2007年)より筆者作成。

図3 年齢階層別にみた純負担(税・社会保障負担マイナス社会保障給付)



(注) 所得階層は、可処分所得に基づいて世帯全体で10階層に分割したものであり、各年齢階層で共通である。
 (出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(2007年)より筆者作成。